

豊中市地域貢献活動推進社会福祉法人登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市で活動する社会福祉法人が、その本旨に基づき、自発的に行う地域貢献活動についての登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で地域貢献活動とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業、同法第24条第2項に規定する地域における公益的な取組その他社会福祉法人が自発的に取り組む活動であって、地域福祉の向上に資する取組をいう。

(登録申請)

第3条 この要綱による登録申請を行おうとする社会福祉法人は、「豊中市地域貢献活動推進社会福祉法人登録申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、登録申請する年度の6月末までに豊中市長に申請するものとする。

- (1) 登録申請する年度に行う地域貢献活動の実施計画書（以下「地域貢献活動計画書」という。）
- (2) 登録申請する年度の前年度に行った地域貢献活動の実施状況報告書（以下「地域貢献活動実施状況報告書」という。）ただし、登録申請を初めて行う社会福祉法人を除く。

(登録要件)

第4条 豊中市長は、前条に規定する登録申請が行われた場合は、次条の審査の結果、次の各号に掲げる要件をすべて満たすと認めた社会福祉法人を、「豊中市地域貢献活動推進社会福祉法人」として登録するものとする。

- (1) 所轄庁が豊中市長である社会福祉法人、又は豊中市内に所在する社会福祉法人が経営する社会福祉施設であること。
- (2) 豊中市において第2条に掲げる地域貢献活動を実施しようとしていること。
- (3) 豊中市が登録申請時までに行った社会福祉法第56条に基づく社会福祉法人に対する指導監査並びに社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、児童福祉法第46条、児童福祉法施行令第38条及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条に基づく社会福祉施設に対する指導監査において求められた改善事項について改善されたと認められること。
- (4) 登録申請する年度の前年度に係る事業報告、財産目録、事業計画書、第三者評価結果、苦情処理結果、監事監査結果、附属明細書及び直近に行われた前号に掲げる豊中市の指導監査において文書指摘により求められた改善事項と実施した改善内容について、当該社会福祉法人のホームページ等で公表していること。

(審査)

第5条 豊中市長は、申請書の書類審査を行った上で、必要に応じ調査を実施するものとする。

(登録)

第6条 豊中市長は、第3条の登録申請を行った社会福祉法人について前条の審査により第4条に規定する登録要件を満たすと認めたときは、「豊中市地域貢献活動推進社会福祉法人登録証」

(以下「登録証」という。)を交付するものとする。

- 2 登録証の様式については、別に定める。
- 3 登録証の有効期間は、登録した日から翌年8月末までとし、引き続き登録を受けようとする場合は、改めて登録申請するものとする。
- 4 前項の登録申請については、第3条を準用する。

(豊中市地域貢献活動推進社会福祉法人の公表)

第7条 豊中市長は、豊中市地域貢献活動推進社会福祉法人の名称、地域貢献活動計画書及び地域貢献活動実施状況報告書について、豊中市のホームページ等で公表し広く周知を図るものとする。

(地域貢献活動計画書の変更の届出)

第8条 登録を受けた社会福祉法人は、地域貢献活動計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに「地域貢献活動計画書変更届」(様式第2号)に、変更後の「地域貢献活動計画書」を添えて、豊中市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第9条 豊中市長は、登録を受けた社会福祉法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する法人の登録を取消することができる。

- (1) 第4条に規定する登録申請の内容に虚偽が判明したとき。
- (2) 社会福祉法第56条第6項、第7項、第8項及び第57条の処分を受けたとき。
- (3) 悪質な法令違反を犯したと認められるとき。
- (4) 登録証を不正使用したとき。

2 前項の規定により登録の取消しを受けた場合、登録を受けた社会福祉法人は速やかに登録証を豊中市長に返納するものとする。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、豊中市福祉部福祉指導監査課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、豊中市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月3日から施行する。

ただし、第3条で定める登録申請については、平成29年度に限り、同条中「6月末までに」とあるのは「8月末までに」とする。

附 則

この要綱は、平成30年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。